



2023年8月10日

各 位

会 社 名 ぴあ株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 矢内 廣  
(コード：4337、東証プライム)  
問 合 せ 先 専務取締役コーポレート担当 吉澤保幸  
(TEL. 03-5774-5320)

**株式給付信託（BBTおよびBBT-RS）への追加拠出に伴う  
第三者割当による新株式発行に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による新株式発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2023年8月31日(木)
(2) 発行する株式の種類および数	普通株式 262,500 株
(3) 発 行 価 額	1株につき金 3,415 円
(4) 発 行 総 額	896,437,500 円
(5) 割 当 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 発行の目的および理由

当社は、2016年6月18日開催の定時株主総会および2021年6月19日開催の定時株主総会の決議に基づき、「株式給付信託（BBT）」（以下「BBT制度」といいます。）を導入しており、2023年6月17日開催の定時株主総会の決議に基づき、BBT制度に上乗せして、「株式給付信託（BBT-RS）」（以下「BBT-RS制度」といい、BBT制度とあわせて「本制度」といいます。）を導入しております（本制度の概要につきましては、2016年5月10日付「株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」、2017年8月9日付「株式給付信託（BBT）の一部改定及び追加拠出に関するお知らせ」および2023年5月11日付「株式給付信託（BBT-RS）の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、ならびに本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため株式会社日本カストディ銀行

(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者) に設定されている信託E口に対し、本新株式発行を行うことを決定いたしました。

発行数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の役員等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分)であり、2023年3月31日現在の発行済株式総数15,358,813株に対し1.71%(2023年3月31日現在の総議決権個数153,035個に対する割合1.72%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となります。

#### ※追加信託の概要

追加信託日 2023年8月31日

追加信託金額 896,437,500円(注)

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 262,500株

株式の取得日 2023年8月31日

株式取得方法 第三者割当による新株式発行(本新株式発行)

(注) 上記追加信託金額には、信託報酬等の必要費用の見込額は含まれておりません。

### 3. 発行価額の算定根拠およびその具体的内容

発行価額につきましては、本新株式発行の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値3,415円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお発行価額3,415円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均3,326円(円未満切捨)に対して102.68%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均3,343円(円未満切捨)に対して102.15%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均3,285円(円未満切捨)に対して103.96%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本新株式発行に係る発行価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとしております。

なお、上記発行価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名(うち3名は社外監査役)が、特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式発行は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上